

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第1、議案第47号 平成29年度松崎町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第47号は、平成29年度松崎町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（伴 高志君） 歳出の方から、18ページの一般管理費、文書管理システム、これが老朽化に伴う変更があって、その補正だということでしたけれども、この内容をもう少し詳しく教えていただきたいのと、これまでの文書はどのように管理されてきたのか、これからどのように行っていくのか、教えてください。

○総務課長（高木和彦君） この文書管理システムは平成17年に新しく導入したものでございます。役場で保存されている文書につきましてはその種類ごと、また性質ごと、保存年数ごとに仕訳をして保存する形になっています。

一つの文書が発生し、その綴りができた場合、この文書の保存年限また性質等を記録しておくものでございますけれども、このシステムが、機械またソフト両方とも非常に長い時間が経っているということで、新しく替えるものでございます。

この文書システムをきちんとすることにより情報公開ですとか、そういう時に、どこどこにどういう文書が保存されているかということが確認できるシステムとなっております。

○1番（伴 高志君） これが、適正に管理されて、より整理されていくことで・・・、その・・・、これからどんどん電子化されたりとか、その分取り出す時にもっと便利になったりだとか、そういったことがより適正に行われていくようにお願いしたいと思います。

次に、19ページ、これも・・・、文書管理の関係でしょうか、もっと古い文書・・・、税務総務費の委託料、旧公図整備業務委託とありますけれども、この内容について教えてください。どのようにまた保管していくのか。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 旧公図の整備業務ですが、先ほど総務課長からの説明がありましたとおり、昭和初期の公図がいま現在使用している公図と別に町の方では保管しております。その公図につきましては、町の公図と法務局の公図相違がでてきた時に確認用として、今現在使用しております。

その旧公図ですが、紙ベースでできておりまして、かなり痛みが激しくなっております。そのため、コンピュータの中にそのデータをスキャニングしまして、データを取り入れまして、それを閲覧できるような形で保管するというようなことになっております。

○1番（伴 高志君） この公図というのは、町の農地だとか、そういったところも含まれるんですか。公図のその範囲というのは・・・。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 町内全てとなっています。

○1番（伴 高志君） ということは、現在の土地の所有者ですとか、それが不明になってしまいがちな部分もあると思うんですけれども、そういったところも含めてというところよろしいですか。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 公図につきましては、土地の所有者ですとか、地目ですとか、地籍は掲載されておりません。あくまでも、その土地がどういう形状で登記されているか、そういう図面になります。ただ単純な図面になります。

○議長（土屋清武君） ほかありませんか。

○3番（長嶋精一君） 3ページの4の衛生費の清掃費というのが2億4732万2000円というできあがりになっているんですけれども、この清掃費の主な場所というのはどこかということと、それと、清掃費、支払先の主なところ、主なところで結構ですから、ちょっと教えてください。

○生活環境課長（馬場順三君） 今回の補正額につきましては、290万円の補正となっております。

○3番（長嶋精一君） 290万円の補正ですけれども、全体的に清掃費がどういうところに支払われているか知りたいんです。主なところで結構です。・・・というのは、2億4000万円という数字はかなり大きいもので、どういうところに支払われているのかということをちょっと知りたいわけなんですけれども。主なところで結構です。

○生活環境課長（馬場順三君） 本件につきましては、決算もございますので、その中で明細についてはまたご説明をさせていただきます。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○6番（福本栄一郎君） ないようですから、私が聞きます。

19 ページ、ちょっと珍しい字があったものですから・・・、健幸なまちづくり推進事業委託費 394 万 4000 円、この健幸なということ自体の意味を説明してもらいまして、この委託がどこへいって、どういった内容で委託するのか、まず第 1 点、それを教えてくださいませんか。

それから、2 点目、関連で、消耗品費がありますね。172 万円、それから管理用備品 28 万 4000 円、この内容を教えてくださいませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） それでは、補正予算書の 19 ページ、まち・ひと・しごと創生事業費の中で健幸なまちづくり推進事業ということで、今回補正を提出したわけでございます。

この内容につきましては、昨年度、平成 28 年度から静岡県の主導で伊豆半島地域の 15 市町、あと産業・福祉関係者で組織する伊豆半島生涯活躍のまちづくり検討会議という組織を設置いたしまして、静岡県のモデルとなる生涯活躍のまち、いわゆる C C R C ということでよく言われていますけれども、生涯活躍のまち構想の検討を重ねてきました。

この中で、松崎町が行う健幸なまちづくり推進事業がモデル事業として選ばれまして、今回予算に計上させていただいたところでございます。

内容を申し上げますと、3 点ほどございます。1 点目は、まずノルディックウォーキングを主体にいたしまして、スポーツウォーキング教室を立ち上げまして、専門指導者によるウォーキング指導、あと指導者育成を行いまして、参加していただいた住民の中から町民の指導者になっていただきまして、さらにこのスポーツウォーキングの普及を図るようにしていくというのが 1 点目の取り組みでございます。

2 点目につきましては、それぞれの状況に応じたノルディックウォーキングコースを作ります。一律のコースではなく、それぞれの参加者によっては、いろいろな状況がありますので、一律のコースではなく、参加者それぞれの体力などに応じてコース設定をまいります。

3 点目は、健康効果の検証です。参加前と参加後の体力測定などを行いまして、これを専門家による分析をしていただきまして、健康効果が見えるようにしてまいりたいというようなことで考えているところでございます。

これで、3 点ほど挙げましたが、事業費につきましては、このほかに先ほど消耗品と備品購入ということで、内訳は何か、内容は何かということがありましたけれども、消耗品につきましては、歩数計を購入したりですとか、あとバランスボールみたいな形で体力づくりの・・・、そういった歩数計とか、バランスボールあるいはマット等の購入をいたします。

備品購入費につきましては、体力測定器具のセットということで、こちらを 2 セット、あと血圧計ですね。こちらの購入を備品購入費でさせていただくものでございます。

総事業費では、599 万 5000 円となります。なお、この事業費に対する 5 分の 4、479 万 4000 円につきましては、14 ページの雑入で日本スポーツ振興センター助成金で歳入の計上をしているところでございます。内容につきましては以上でございます。

○6 番（福本栄一郎君） 委託をどこにやるかというのは、答えてくれましたか。それを答えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） 委託については、これから入札を実施いたしまして、委託業者の選定をしてまいりたいと考えております。

○6 番（福本栄一郎君） だから、その入札ですけれども、こういった基準で・・・、町内業者ですか、町外ですか、こういった基準でやるんですか。

それと、これは先ほど総務課長が言いましたけれども、14 ページですか、その他の財源が 479 万 4000 円で、14 ページの収入が日本スポーツ振興センター助成金 479 万 4000 円ですけれども、これが今後も継続していくんですか。今年度、単年度こっさりじゃなくて、その辺も含めてご回答をお願いします。

○企画観光課長（高橋良延君） 委託先につきましては、町外、やはり運動、いわゆる健康効果の検証までしていくということですので、やはりそこは運動生理学といいますか、そういった専門家の分析が必要ですので、町外のそういった研究機関等々になろうかと思います。

それから、来年度以降この展開をどうしていくかというようなことでございますけれども、こちらの事業については当然この健幸なまちづくりの助成を受けての事業は本年度でございすけれども、やはりここは当然ノルディックウォーキング、スポーツウォーキングを立ち上げて、指導者養成等々までしていくということまで狙いになっておりますので、来年度以降、こちらのやはりスポーツウォーキング等々については、これは継続をしていくという形で当然考えていくものであります。

先ほど「健幸なまちづくり」の“健幸”のということで、その意味はというようなことでありましたけれども、こちらについては、松崎町の総合戦略を 27 年に作りましたけれども、その中に生涯現役のライフスタイルの実現ということを謳っております。「健幸なまちづくり」の“健幸”という意味は、アクティブシニア、元気な高齢者とよく言いますけれども、こちらが中心となって町民も観光客も町を歩いて楽しめる仕掛けづくりを今回行っていくというのが、この事業でございます。

健康づくりと賑わいの面から松崎の地域資源を最大限に活用した総合戦略ではクアオルトという表現を使っておりますけれども、クアオルトのまちづくりを推進することで町民が住んで

いて楽しい、あるいは観光客も滞在して楽しい、そういったまちづくりを今回このモデル事業で目指すものでございます。

○6番（福本栄一郎君） 昨日の私の一般質問で、第5次総合計画と同じように町民と行政が一体としてやるといういわゆる協働作業・・・町にはいるでしょう、各スポーツ委員、その辺の絡みは・・・、ただ業者に丸投げというよりも、やっぱり町の意見、コラボレーションで、協働作業・・・、その辺の考えが1点と、これは内示があったんですか。日本スポーツ振興センターの方から。

○企画観光課長（高橋良延君） これは、業者に丸投げということは全く考えておりません。当然これは健康福祉部門との関連、連携も出てきますので、こちらについては、既に保健師さんを含めて、あるいは町のウォーキングをやっている方が既にいます。そういう方を含めまして、町民の皆さんとこれは一緒にやっていくというような形でございます。

それから、助成金の内示が出ているかどうかということですが、これは、9月、今月末に申請という形で、それを受けてということになります。まだ決定ということは出ておりません。

○6番（福本栄一郎君） じゃあ、それは、内示があれば、当然予算ですから・・・、内示がなかった場合はどうなるんですか。町の一般財源でやるんですか、その辺のお聞かせください。

○企画観光課長（高橋良延君） こちらは、やはり大きい金額になります。当然私どもはこの助成金を活用してこれをやりたいという形で今回計画をしております。仮にの話はあれですが、もし内示、決定がなかったという場合には、やはり事業をある程度縮小した形でできるかどうか、当然500万円以上の金額の一般財源を投入してということはちょっと現実的に困難であろうというような形で考えておりますので、できること、少ない金額でやれないかということは検討してまいりたいと思います。

○6番（福本栄一郎君） ですからね。内示があったらば、100パーセントの計画でやるということ・・・、内示がなかったらば、縮小してやるという・・・、ちょっと説明が・・・、ちょっと足りないと思うんですが、その辺をはっきり・・・、なぜかという、いろんな関係があるわけですね。なんかいろんな今までの景観計画とか、牛原山の問題とか・・・、ですから、それを完結・・・、あれもこれも補助金がきたから手を出す、やればいい、そういったことじゃなくて、一つのものを・・・、じゃあ、完璧にやるということなんです。私の言いたいのは。

あれもこれも中途半端に終わっているような感じがするんです。その辺は、担当課長として、その考えはどうですかということです。

じゃあ、補助金が来なかったらば、事業を縮小したい。やらないならやらない。やるならやる。その辺がまたあいまいになってくるじゃないですか。健幸づくり。健やかに幸せなまちづくり・・・、字はありますけれども、その辺の考え方ですよ。担当課長として。その辺はどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 昨日、藤井要議員の一般質問で、これからのことをちょっと昨日話したので、なかなか言いにくいわけですがけれども、私は、全町まるごとふる里自然体験学校と、体験を通して対価を得ると、そして、滞在型・体験型の観光地を目指してやってきたわけで、これにやっぱり温泉とウォーキングを合せて保養型の観光地ということが、この松崎町のこれから生きる道だとずっと思っていましたので、今後続けてくれと・・・、補助金ができない場合は、やっぱりそれなりの松崎の・・・、私が言うとなれですけれども、出して継続していきたいなと、私は今のところ思っているところでございます。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○5番（藤井 要君） 今の関連ですけれども、これは、主体的というか、主になってやる・・・、先ほどバランスボールやいろいろな器具が入ってくるということになると、どこでやるのかということと、今まであれですね。いろいろ健康器具なんかもあったということで、何もやらなかったというのが現状であると、そして、なんか道部の方の体育館、正式名称は違いますけれども、あそこの上の方に健康器具なんかも置いてあるというようなことも聞いております。それは使っていませんよね。そういうのと合せてうまく使っていかなければならないと私は思っているわけですよ。それで、前にもいろいろ質問をしましたけれども、男性デー、女性デーとかいって、本来だったら温泉の施設と合体した中で、そういうような健康方法ができればいいと思いますけれども・・・。

ですから、いま言った場所と道部に置いてあるそういうのを使っていくつもりはないのかということで、質問をいたしますけれども・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然今回健康器具の購入という形で予算を組んでおりますので、こちらを購入しましたら、当然これは町のものでありますので、町で購入するということですので、町の保管ということで健康センターですか、健康室ですか、そちらの方で管理と保管をするような形で考えております。

あと、総合グラウンド、体育センターですか、そこに健康器具があるということでありますけれども、そちらの活用については、いまちょっとどういった活用がされているか私も把握していませんけれども、この事業によってそれを直接的に活用するというようなことは出てこな

いのかなということでは考えております。

○5番（藤井 要君） もちろん町が買ったものだから、それは購入はそうですけれども、健康ということで、みんなに知らしめて、そして、人を集めてやってもらうわけですけども、そういうやる場所・・・、外でやるわけじゃないわけで・・・、ウォーキングだから外なんだろうけれども、そういうバランス的な器具を使うのは、例えば、改善センターあたりを・・・、1週間にいっぺんとか、1か月にいっぺんとか、そういうことを私は聞いたかったんですけども、それに合わせて、ですから、そういう・・・、どういうマシンがあるのか、ちょっと私も実際に見たことがありませんけれども、そういうのを絡めた中でやっていった方が、今までの買ったやつをそのまま眠らせておくんじゃないかないでしょうということを言いたいんですけどもね。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然場所については、環境センター・・・、多く人が集められるという中では環境センターを考えております。そういった中で、勤労者体育センターですか、そちらも活用できるかどうかについては、今後こちらの内部の方でも検討させていただきたいと思います。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○1番（伴 高志君） 26ページと29ページ、依田邸の関係で、温泉の・・・、26ページの方が温泉管移設工事ということで計上されていますけれども、これは、温泉を今後使っていくというようなことでしょうか。計画など・・・、この関連で、29ページの方でも住宅修復工事ということで、老朽化した部分の改修を行っていくということだと思えるんですけども、詳細を教えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） それでは、補正予算書26ページでございます。26ページの工事請負費のところで温泉管移設工事ということで129万1000円の予算を計上したところでございます。

これについては、現在旧依田邸に引いている温泉管につきましては、現在、県の大沢の急傾斜工事が現在施工されています。県の工事で。

その温泉管を通っているところは、この県の急傾斜工事に当たっているため、県の方から工事に支障があるというようなことで、6月22日付で県から移設の依頼の正式な文書、通知があったところでございます。本工事につきましては、その急傾斜工事の支障がある部分について、45メートルの区間、こちらの移設をするという工事になるものでございます。これがまず、1点。

ですから、今現在温泉管としては、温泉としては、依田邸の方までは十分配管はされていますけれども、ただ、県の工事で支障があるものですから、移設をするという工事の内容ということでございます。

続いて、29 ページの文化財保護費のところの工事請負費ですね。依田家住宅修復工事 340 万円ということで予算措置をされております。こちらの概要につきましては、現在国の登録文化財に指定されている旧依田邸のちょうど正面左側のところですかね。漆喰の塀が、住宅塀が張り巡らせていますけれども、その塀がもう老朽化して傾いて、今にも崩壊寸前というような形で、いま、ブルーシートで覆っているような状況でございますけれども、この住宅塀の修復工事を行う工事として、こちらが 340 万円予算計上をしております。

既に県には、その登録文化財が壊れていますという棄損届といえますけれども、そちらを提出いたしまして、工事についていろいろ協議をいたしまして、県の方としては、瓦とか、そういった使えるものはなるべく使うようにというような指導をいただきました。そういった指導を受けまして、今回修復工事を施工すると・・・、塀の延長は 11 メートルほどになるものでございます。以上です。

○1 番（伴 高志君） わかりました。この塀の修復の関係ですと、一般財源でほとんどまかなって、その他の財源で、これが県のところで少しだけ出ているということですか。

○企画観光課長（高橋良延君） 先ほどの 340 万円の依田家住宅修復工事の財源といたしまして、その他のところに 13 万円というのがその財源のところにありますけれども、この 13 万円というのは、14 ページ、雑入で文化振興財団の助成金が 13 万円ほどを活用いたしますというのがまず 1 点でございます。

それから、そのほかは一般財源ということにはなっておりますけれども、ただ、この文化財の修復につきましては、特別交付税の措置がございます。

ですから、この文化財にかかった修復経費については、特別交付税の経費に算入されるというようなことでありますので、いわゆる文化振興財団の助成金と特別交付税が財源として措置されるというような形でございます

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○6 番（福本栄一郎君） 伴議員の今の旧依田邸の絡みでちょっと私の聞きたいところも補足しますので、その辺をお答え願いたいですが、まず、1 点は、26 ページの報償費、委員の謝礼（旧依田邸）25 万 3000 円がありますけれども、これは確か当初予算にもあったんですけれども、この辺は、委員が増えたんですか、それとも最低賃金が改定になったから、金額が単価アップ

になったんですか、その辺を教えてくださいませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） 26 ページ、観光費のところの 8 節、報償費、委員謝礼で 25 万 6000 円ほど今回補正をしております。当初予算におきましては、当初 10 名で 3 回分を見込んだ予算でございました。

それで、年度 6 月に道の駅の委員会を立ち上げたわけですがけれども、その委員会の構成につきましては 19 名で回数を 4 回分という形で組織いたしましたので、その分の差額について今回補正をさせていただいたということでございます。

○6 番（福本栄一郎君） その委員というのは、具体的に何をやっているかというのを教えてくださいませんか。

それと、今度は、29 ページ、これは伴議員が質問した依田家の住宅修復工事 340 万円ですがけれども、これはいつ頃出た話ですか。もう既に壊れていた・・・、前の所有者の伊豆学研究会からですね。前所有者はそうですね。今年の 4 月から、新年度から町のものになった。その時の話ですか。

それと、先ほど担当課長は、文化財だから県の指示を受けた・・・、正式に修復部分を設計図をおこして、この部分をやるという、そういった手続きが必要だと思うんですがけれども、その辺はただ口頭だけでもいいんですか。その辺を確認します。

○企画観光課長（高橋良延君） まず、委員の構成という意味でよろしいでしょうか。19 名。こちらについては、19 名については、地元関係者、あと産業関係ですね。第 1 次産業から第 3 次産業までの産業関係の方あるいは金融機関、町内の金融機関の方、それから NPO ですね。NPO 関係、そういった方といわゆる産官金労というような形の・・・、町のいろいろな諸団体等にご協力いただきまして、19 名で構成したものでございます。

それから、29 ページ、依田家の関係ですね。これについては、既に、住宅塀については、前所有者、NPO が取得したその当時もう壊れていたというようなことを聞いております。

ですから、最近になってというようなことではなくて、既にもう何年か歳月が経ったのか、以前から壊れていたということでございます。

今回、そのままですと、朽ちてまたあそこが崩壊してしまうと、また直すのが更に大変であろうという判断の中で今回修復工事を施工するというものでございます。

それから、文化財団の助成金、これにつきましては、詳細な設計を付けて申請したということではございません。文化財団の申請については、こういう文化財が、いま、状況で壊れているんですというような状況と、あと、見積りといいですか、このくらいかかりますという概算

事業費、そういった程度で済みますので。

ただ、文化振興財団は一般に事業費の2分の1を助成しますとか、3分の1を助成しますということではないです。文化振興財団で枠の予算を持っていて、県内から何十件そういったあれが出てくるかわかりません。それを配分していくというような方式を取っているということです。

○議長（土屋清武君） 暫時休憩します。

（午前 9時48分）

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

---

○議長（土屋清武君） 質疑はございますか。

○6番（福本栄一郎君） 担当課長にお伺いしますけれども、県の文化財で、ただ口頭と言いましたけれども、例えば、松崎町は重文岩科学学校がありますよね。こちらも瓦を1枚動かすにしても工事着手前と後という記録をとっているんですよね。県だったら、口頭で・・・、ゆるいんですか。

それと、9月の補正で、今回上げて、可決になれば着工するでしょうけれども、来年3月の工期内まで、間に合う予定はあるんですか。

そして、伊豆学研究会のときに壊れていたということですが、この補正でやるよりも当初予算で載せるべきじゃなかったですか。補助金が付く付かないは別として、あくまでも予算は見積書で予定でしょう。そういったことが今は多々あったわけです。補助金が付くつもりでいたけれども、予算を流します。なぜかといったら、補助金がつかなかった。そういった事例もあるでしょう。その辺を含めてお答えください。

○企画観光課長（高橋良延君） この依田家住宅塀については、登録文化財ということでございます。それで、県の方にこの住宅塀が壊れているという形で棄損届を出した時に、こういった、今後手続で大丈夫でしょうかということの確認をいたしまして、そうしましたら、県においては、棄損届けを出して、提出をしていただければ、あと、工事については、使えるものは使ってもらいたいというようなことの中で、そういった指導がありました。

ですから、特に大きな規制、必ずこうしなければならないとか、そういった細かいところまではありませんでしたので、あとは、町の方でそれを修復してもらえばというようなことで、

今回予算に計上したところでございます。手続きはそういう程度で済んだというようなことでございます。

それから、工事は3月までに間に合うのかということですが、当然9月、この補正後、こちらの施工については早急に取りかかりまして、3月末までには完了という形で当然考えていくということでございます。

当初でいいのではないかとということがありましたけれども、やはりあそこの状況は、もう今現在、前側に倒れかけてなんとか支えているような状況でございます。

これを例えば、もうあそこの住宅塀が完全に前に倒れてしまったという後では、もうそれこそもっと大きな対応にならざるを得ないというようなことになると思うものですから、今回、やはりあそこの緊急的なことを考えた時に、この9月に予算を計上させていただいたという判断です。

○6番（福本栄一郎君）　じゃあ、これで最後にします。あまり質問すると怒られる・・・、怒られるということはないですけど、議会で購入と承認して、うちの町の施設になったわけですよ。

確か、家屋が母屋を入れて11棟でしたかね。これはもう老朽化という形ですが、この辺の全体像を・・・、今後の全体像の修繕費というのはつかまえているんですか。

それと、もう1点、先ほどの委員の報酬、それは、このあいだの全協で道の駅を含めた、旧依田邸と道の駅を含めたパーク構想、こちらも委員さんがあって、新聞報道されていますけれども、この辺の重複・・・、しているのか、していないのか。あるいは観光施設・・・、条例で定めている観光施設等整備利用委員会ですか、この辺の・・・、なんか、ずいぶん委員会が多過ぎるんじゃないかなと思うんですよ。

そして、また、これで最後ですから・・・、委員報酬をやるのに、条例を制定しているんですか。委員さんに報酬を払うのは・・・。その辺を含めてお答えください。

○企画観光課長（高橋良延君）　全体の建物が何棟という資料をちょっと持ち合わせておりません。申し訳ございません。こちらはまたあとで回答させていただきます。

そちらの全体の修繕といいますか、そういった費用を把握しているのかということについてですが、これはまさにいま道の駅パーク構想基本計画の策定をしておりますので、その中で、概算事業費等の算出も当然いたします。そういった中で、やはりあそこの依田邸のところ、修繕箇所、それを修復していくにはどのくらいの費用がかかるかというのは、その中で明らかにしていくというような形で、今現在考えているところでございます。

あと、パーク構想の基本計画策定委員会と観光施設整備利用委員会ですか、こちらの関連ということでありますけれども、道の駅パーク構想基本計画策定委員会は、この道の駅から旧依田邸までのあそこの周辺一帯をどう整備していくかということ、その基本計画を策定するにあたっての委員会というようなことが目的でありますので、じゃあ、基本計画の策定が終わって、今後はそれをどう動かしていくか、整備、利用していくかということについては、既存の観光施設整備利用委員会がありますので、そちらの方でまたさらに整備、利用について協議されていくのかなということで、今現在ではそんなイメージで考えているところでございます。

なお、道の駅パーク構想基本計画策定委員については、設置要項を設けまして、謝礼という形でお支払いをさせていただいているところでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 47 号 平成 29 年度松崎町一般会計補正予算（第 3 号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 1 0 時 0 7 分)

---